# 広報やまこし

新潟県古志郡
発行所　山古志村役場
電話　竹沢局
17 23 78
印刷所　大川印刷所


村の人口
＝43年5月末日現在＝
世帯数　1,143
人口　5,094（男 2,498 女 2,596）
5月中の受付　出生 4人 転入24人　死亡 5人 転出40人

主な記事

○六月定例村議会終る
○献穀アワ栽培者決定
○子供を水から守ろう
○稲作前半の管理を万全に
○養鯉試験場運営委員決る
○七月から自動車取得税
○検察審査会のしごと

## 献穀アワ栽培者
## 星野さんに決定
### 〜新嘗祭に献上〜

11月23日の勤労感謝の日に天皇が新しく収穫された米、アワなど五穀を神に奉納する儀式、新嘗（にいなめ）祭の献穀アワの栽培者に二丁野、星野仙嗣さん（35）、縫子さん（35）夫妻が選ばれ6月15日八種しました。

ことしの献穀アワの栽培地は新潟県では山古志村が指定され、村で厳選の結果同夫妻を選んだものです。

種子は昭和四十年の献穀に指定された十日町市から「魚沼1号」を譲り受け、農業改良普及所の指導により土壌のよい畑1アールに栽培します。10月には精製した0.9リットルのアワを献上することになっております。

## 六月定例村議会終る
### 一日一円　九月から交通災害共済

さる六月十四日招集された定例村議会は、会期を五日間と決め一般質問、請願陳情の審査、特別職の給与条例、国保条例の審議及び収入役の選任などを行ないいったん休会したあと十八日再開しに各常任委員長報告などがあったのち、本年度一般会計補正予算、県交通災害共済組合の設立など七件の議案を可決し、同日閉会しました。

### 条例関係

■特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
選挙執行経費の基準法の改正により、投票管理者などの報酬額を引き上げて今回の参議院選挙から適用するもので、原案どおり可決されました。その内容は次のとおりです。（カッコ内は改正前）

| | | |
|---|---|---|
| 投票管理者 | 一、五〇〇円 | （一、二〇〇円） |
| 開票管理者 | 一、五〇〇円 | （一、二〇〇円） |
| 選挙長 | 一、二〇〇円 | （一、〇〇〇円） |
| 選挙立会人 | 一、一〇〇円 | （一、〇〇〇円） |
| 投票立会人 | 一、一〇〇円 | （一、〇〇〇円） |
| 開票立会人 | 一、一〇〇円 | （一、〇〇〇円） |

■国民健康保険条例の一部改正
地方税法の改正と保険料低所得減額の基準額変更にともない条例を改正しました。その主な内容は、所得割額の算定基礎である総所得金額の千円未満の端数と資産割の基礎である固定資産税額の百円未満の端数の切り捨て及び、総所得金額が十一万一円以上の世帯に対する保険料減額措置で今までは世帯員一人「一四万円」であったものを、「四万五千円」にふやしたものです。たとえば今まで五人世帯で二十六万円以下であったものが今年度から二十九万円まで減額の対象となる。

■町村職員退職手当組合の規約等の改正
町村役場職員及びその遺族に対する退職手当の支給関係事務を共同処理するため県下の市町村で組織した組合で、これらの市町村数の変更と、現在すでに年金などを受給している者の額を引き上げるために規約を改めたものです。

■交通災害共済組合の設立
年々増えていく交通事故による死亡者や、負傷者の家族の生活安定を確保するため県下一〇五の市町村が共同で組合をつくり、交通災害共済事業を九月一日から実施するもので原案どおり可決されました。
共済加入者は全村民（住所を有し住民登録をしている者）が対象で、掛金は一人年三六〇円（中学生以下は三〇〇円）で共済見舞金は次のとおりです。本制度の徹底と加入を促進するため、後日改めて詳細をお知らせします。

共済見舞金額

| 等級 | 受けた傷害の程度 | 金額 |
|---|---|---|
| 1等級 | 死亡した場合 | 50万円 |
| 2等級 | 全治6か月以上の傷害 | 10万円 |
| 3等級 | 全治3か月以上の傷害 | 5万円 |
| 4等級 | 全治1か月以上の傷害 | 2万円 |
| 5等級 | 全治1週間以上の傷害 | 5千円 |

■資産管理組合の規約改正
現在の市町村職員共済組合が共同処理するため県下の市町村で組織した組合で、これらの市町村数の変更と、現在すでに年金などを受給している者の額を引き上げるために規約を改めたものです。

■四十三年度ボーリング使用料金が決まりました。
本年四月一日からのボーリング機械の使用料金は次のとおりです。申し込みは経済土木課で受け付けております。

| 機械の種類 | マイナー2型 | | KS—3型 | |
|---|---|---|---|---|
| 使用区分 | 村内 | 村外 | 村内 | 村外 |
| 基本料金（1日当り） | 1,300 | 2,500 | 1,100 | 2,500 |
| 使用料 / 日当り | 2,000 | 4,800 | 1,600 | 4,120 |
| 使用料 / 1時間当り | (250) | (600) | (200) | (515) |
| 運転手賃金（2人分） | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 2,800 |
| 燃料費 / 1日当り | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 燃料費 / 1時間当り | (30) | (30) | (30) | (30) |
| 1日当り合計 | 6,340 | 10,340 | 5,740 | 9,660 |

### 人事関係

六月二十日に任期満了となる村収入役に、現収入役の坂牧永吉氏が再選されました。坂牧氏は大正十三年原小学校卒業後、群馬県に就職し昭和十三年種苧原村収入役代理、十九年同副収入役、二十年に収入役となり昭和三十一年山古志村合併にともない、初代収入役に選ばれ現在に至っています。年令五十七才。

七月一日は「国民安全の日」です。この日は国民一人一人が安全意識を高め、産業安全、交通安全、火災予防などあらゆる安全運動の進展を強めて大きな国民安全運動を盛り上げていくための日として本日は国民一人一人が生活環境、その他日常生活の場が安全かどうかを反省し、改善する日です。わたくしたちも職場、学校、家庭などの生活の場を安全にするためあらためて点検してみましょう。

とくに、家庭の安全は家庭の人が自主的に守らなければ誰も守ってくれるものではありません。「国民安全の日」には手を出し合って話し合いをしたりまたは農民三人以上の農業生産団体

### 七月一日〜七日
### 国民安全週間

2 申込期限　七月十日
3 申込先　管内農協
4 貸付額　事業費の八十%以内で十万円以上二百万円以内
5 利率　年六分

▼肉牛共進会の開催
畜産の振興と飼育技術の向上を図るため、第二回肉牛共進会が村畜産振興協議会の主催により、次の要領で開催されます。今から飼育に心がけて優秀な牛を多数出品してください。
1 日時　十月十六日（水）
2 会場　虫倉開牛場
3 出品員数
第一部（壮令牛）三十頭
第二部（若令牛）五十頭
第三部（その他）二〇頭
4 出品規定　三か月以上飼育し健康なもの。
5 賞　各部とも三位まで表彰状と副賞を授与する。

▼昭和四十三年度自衛官募集
昭和四十三年度の自衛官募集は、毎月次のとおり行なっています。ご相談は役場総務課又は、出張所で受付けておりますから、いつでもおいでください。
なお、応募資格などは次のとおりです。
一、応募資格
採用予定月の一日現在で、十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ自衛隊法第三十八条に定める、欠格条項に該当しない者。
二、試験科目
中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験（国語（作文を含む）数学、社会）、身体検査、適正検査及び口述試験。

▼日本脳炎予防接種の実施
日本脳炎の心配な季節となってきました。ことしは流行の年といわれますからまず予防接種をうけることが第一です。炎天下の運動、過労をさけ蚊の撲滅をはかることも心がけましょう。

日本脳炎予防接種

| 会場 | 実施月日 | 時間 | 対象者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 校校校校校校 | 1回目 7月1日 | 1時半〜3時 | 満3才以上の幼児・小学校の児童・中学校の55才までの者 | 予防接種は、はじめての人は二回、前にやったことのある人は一回受けます。 |
| 校校校校校校 | 1日 | 1時半〜3時 | | |
| 小学校 | 2日 | 1時半〜3時 | | |
| 小学校 | 3日 | 時 | | |
| 小小小 | 4日 | 2時 | | |
| 亀木坪 | 5日 | 11時 | | |
| 竹虫種 | 7月7日 | 1時半〜3時 | | |
| 梶池 | 7月7日 | | | |
| 校校校校校校 | 2回目 7月7日 | 1時半〜3時 | | |
| 校校校校校校 | 7日 | 1時半〜3時 | | |
| 小学校 | 8日 | 1時半〜3時 | | |
| 小小小 | 9日 | 1時半〜3時 | | |
| 亀木坪 | 10日 | 2時 | | |
| 竹虫種 | 11日 | 1時半〜3時 | | |
| 梶池 | 12日 | | | |

### 健康あんない

### 請願陳情

■芦坪校舎敷地の地すべり復旧工事に関する請願
本年の豪雨により、いつそう危険性が増した芦坪小学校の校舎敷地の復旧工事に関する請願で、総務委員会に付託され審議した結果、本年度に工事を実施することになった。

■中野中央線の新設に関する陳情
種苧原、中野地内の道路で、地元から延長百米について新設してほしいと陳情を受けたもので採択され、社会土木委員会で継続して審議することになった。

▼人権法律相談所開設
国民は幸福な生活を送るために必要な権利すなわち人権を有していると憲法で保障されています。みなさんはこの権利をおかされていませんか。
このたびそのような問題など法律上のいざこざでお困りの方々のために次のとおり相談所を開きます。
相談は無料で絶対秘密は守られます。どうぞ気軽においでください。
1 日時　七月二十二日午前九時から午後三時まで
2 場所　山古志村役場
3 相談者　弁護士、人権擁護委員、法務局職員
4 相談内容　人権侵犯、民事、刑事、法律扶助その他一般法律問題
5 相談時間　一人一時間以内
6 償還期間　二十年以内（うち据置期間七年以内を含む）
7 資金の種類　一号資金から八号資金までありますす。詳細は役場（農協）におたずねください。

▼廃車の届け出早めに
バイクなどを廃車するときは早めに届け出て、ナンバーを忘れずにお返しください。
うっかり届け出を忘れていたり、ナンバーを付けたまま売り渡していますと軽自動車税をいつまでも負担することになりますから、ご注意ください。

▼国民年金保険料
7月3/日が納期です
国民年金保険料は年四回に分けて三か月分をまとめて納めることになっています。今月は七、八、九月分の納期です（35才未満六百円、35才以上七百五十円）三十一日までに忘れずに納入してください。

▼農業近代化資金の貸付
農業経営の近代化をはかるための資金として次のとおり貸付します。
1 貸付資格　農業を営む者
2 申込先　農協
3 貸付額　事業費の八十%以内で十万円以上二百万円以内
4 利率　年六分
5 償還期間　二十年以内（うち据置期間七年以内を含む）
6 資金の種類　一号資金から八号資金までありますす。詳細は役場（農協）におたずねください。

▼四十三年度ボーリング使用料金が決まりました。
本年四月一日からのボーリング機械の使用料金は次のとおりです。申し込みは経済土木課で受け付けております。

昭和43年(1968)年7月1日発行　広報やまこし　(月1回1日発行)　第3号　(2)

# 子供を水から守ろう
## 幼児の水死　交通事故の三倍

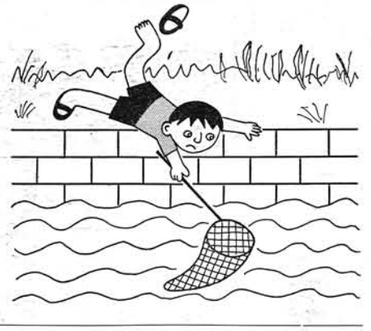

あのときもうよつと注意していれば……これからこんなはずと声が聞かれます。幼児の水死事故はそのほとんどが保護者の責任です。養鯉が盛になるにつれてため池いけず（生簀）がいたるところにできず幼児のまわりは危険がいつぱいです。

昨年は県下で一六〇名が水死しました。そのうち四二%にあたる六十七名が学齢の幼児であり、この年令層では交通事故の三倍になつております。本年はもうすでに二十八名にも達しています。

これからだんだん水に親及所で時期を選びお知らせします。

○散布濃度や量はむらのないように、また散布方法に充分注意してください。

散布前後の水の管理を適正にすることも大切です。

**七月の気象概況**
**新潟気象台発表**

中旬ころまで、つゆ型の気圧配置があらわれ、前線の活動が活発となることがあり雨量は多いでしょう。

下旬から夏型の天気に向かいましよう。月の平均気温は平年並か低くく、降水量は多また日照は少なめの見こみです。

## 稲作前半の管理に万全を
### メイ虫は多発の恐れ

今年は雪消えが遅れたうえ五月後半の気温が低くかつたため、苗の生育が悪く若苗が植えられたので一株当りの本数が多くなつております。このため梅雨期にはいり遅発分けつによる過度の密生が心配されます。

当面の対策として丈夫な茎を早く作るようにしましよう。

**水のかけ引きに注意を**
三〜六センチの浅水にして水温、地温をあげ肥料の効果を高め分けつをうながすとともに排水の悪い水田は二〜三日に一回と間隔をおいて水をかける。

○低温の日や夜間は深めに水をため、止め水をして保温をはかる。

○冷水のはいる水田は、うかい水路を作るなど水温を高める工夫をする。

○稲刈あけ、気温がとくに高くなる時期は、地温の上昇を防ぐため夕方排水して早朝から水をかける。

**早期の追肥はひかえる**
葉色が悪いなど初期生育が遅れている場合は中耕を行ない二三日後に土がおちついてから除草剤を散布する。

○生育をすすめるには早期の追肥（窒素成分など）にたよらず、水温や地温を高めることが大切です。

**葉いもち病多発の予想**
本田前半期の病害虫対策は欠かすことができません。本年も次のような予報が出ていますから場をよく見まわり早期発見につとめ気象や発生予察情報にも注意し、集団一斉防除を実施してください。

**発生予報**
1 第一回成発生時期は例年よりやゝ遅れる。
2 発生量はやゝ多い。
3 防除適期は六月末〜七月はじめ。
4 防除の手を抜くと第二世代の発生で被害が大きくなる。

**防除は時期が大切です**
低毒性の殺虫剤は散布適期の巾がせまいので、とくに散布時期を選ぶことが大切です。村防除協議会と普及所とも協力して防除を完全にする。

○生命を水に奪われることのないよう注意しましよう。

①いつも水死防止の注意をかかさないように。

②よちよち歩きの幼児は絶対に一人にしない。

③仕事と子守りをかねていて、必ず目のとどく範囲におる。

④危険箇所は防護柵をつくる。とくに家のそばにあるいけすには注意する。

⑤子守を小さい子供だけに任かせない。子供は自分の遊びに無中になり子守の責任を忘れてしまいます。

⑥ふだんから危ないところで遊ばないくせをつけましよう。

⑦食事の仕度をしているとき、ひとり遊びに注意すること。

⑧子供の危ない遊びを見たら自分の子供でなくても注意してやめさせる。

## 養鯉試験場運営委員決る
### 第二回臨時村議会

さる五月二十四日招集された臨時村議会は、村税条例の一部改正、農業委員会令層では交通事故の三倍になつております。本年はもうすでに二十八名にも達しています。

これからだんだん水に親しむ季節になります。幼い